

# 夷隅小学校 P T A 会 則

## 第一章 総 則

〈名称と事務局〉

第1条 本会は、いすみ市立夷隅小学校 P T A と称し、事務局を小学校内に置く。

〈目 的〉

第2条 本会は、家庭と学校が協力して、児童の心身の健全な発達並びに会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

〈事 業〉

第3条 本会は、その目的のために次の事業を行う。

- 1 学校と家庭の理解と協力に関すること。
- 2 児童の健康・安全及び福祉に関すること。
- 3 会員の研修修養に関すること。
- 4 教育環境及び教育設備の整備拡充に関すること。
- 5 その他本会の目的達成に必要と認めた事業。

〈会 員〉

第4条 本会は、いすみ市立夷隅小学校児童の保護者、同校の職員並びに本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

第5条 会員は政治、宗教等、個人の名誉、利益に本会を利用してはならない。

## 第二章 役 員

〈名称と人員〉

第6条 本会の役員の名称及び人員は次のとおりとする。

- 1 会 長 1名 (父母)
- 2 副会長 3名 (父母2名、学校職員1名)
- 3 会 計 2名 (父母1名、学校職員1名)
- 4 書 記 2名 (父母1名、学校職員1名)
- 5 監 事 2名 (父母2名)

〈任 務〉

第7条 役員の任務は、次のとおりです。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代理する。
- 3 会計は、本会の経理にあたる。
- 4 書記は、会議の議事を記録し、本会の会務を処理する。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

〈選出方法と任期〉

第8条 役員は、別に定めるところの「夷隅小学校 P T A 役員選考内規」により選出し、任期は、原則として1年とする。

### 第三章 評議員

#### 〈名称と人員〉

第9条 本会の評議員の名称及び人員は次のとおりとする。

- 1 学年評議員 各学年2名
- 2 地区評議員 千町、国吉、中川地区から各3名

#### 〈任 務〉

第10条 評議員は、各専門委員会に所属し、評議員会に出席する。

#### 〈選出方法と任期〉

第11条 評議員は、各学年及び各地区から公選し、任期は原則として1年とする。

### 第四章 会議運営

#### 〈会議の種類〉

第12条 会議は、総会・役員会・評議員会とし、会長が招集し議長となる。  
但し、総会においては副会長が議長となる。

#### 〈総 会〉

第13条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会を毎年4月に開催することを原則とし、臨時総会は、会長もしくは評議員会が必要と認めた場合に開く。

第14条 総会は次の事項を議決する。

- 1 本会の解散、会則の改廃修正に関すること。
- 2 役員を選出、承認に関すること。
- 3 予算、決算並びに事業計画の承認に関すること。
- 4 その他本会の目的達成に必要な重要案件に関すること。

#### 〈役員会〉

第15条 役員会は、会務全般の運営・企画立案をし、評議員会の事前に開催する。

#### 〈評議員会〉

第16条 評議員会は、本会の実行機関であり、会務の審議にあたる。

第17条 評議員会は、役員と評議員で構成し、原則として年4回開催する。

但し、評議員の3分の1以上が必要と認めた場合には臨時に開催する。

#### 〈議 決〉

第18条 会議はすべて定数の3分の1以上で成立し、過半数の賛同によって議決する。

### 第五章 専門委員会

#### 〈名称と活動〉

第19条 本会に、執行機関として評議員によって構成される専門委員会を置く。

- 1 環境委員会（奉仕作業や危険箇所点検の企画立案等）
- 2 広報委員会（PTA広報紙の作成と発行等）
- 3 地区委員会（廃品回収の企画立案、交通指導計画等）

#### 〈委員長・副委員長〉

第20条 各専門委員会には、委員長1名、副委員長1名（地区委員会については、副委員長2名）を互選する。

## 第六章 慶 弔

### 〈慶弔規定〉

- 第21条 本会の慶弔規定は次のとおりとし、該当する場合は弔慰金を贈る。
- 1 会員の死亡
  - 2 児童の死亡
  - 3 本部役員及び教職員と生計を共にしている家族の死亡  
(但し、本部役員及び教職員又はそれらの配偶者が喪主の場合に限る)
  - 4 会員が天災その他の災害により住居に大きな損害を被り、本部役員が必要と認めた場合
- ※備考：金額は時勢に応じ考慮するものとする。
- 5 学校職員に退職・転出等、異動があった際は、会より記念品を贈る。

## 第七章 会 計

### 〈会 費〉

- 第22条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入で賄う。会費は月500円とし、総会終了後に1年分(6,000円)を一括徴収する。  
また、寄付金の受理は評議員会の承認を要する。

### 〈予算・決算〉

- 第23条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて執行し、決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

### 〈会計年度〉

- 第24条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第八章 附 則

- 第1条 会則の変更は、評議員会を経て、総会の決議によるものとする。
- 第2条 本会則は、平成29年4月22日より実施する。  
(2 本会則は、平成31年4月20日、一部改正する。)  
(3 本会則は、令和4年4月23日、一部改正する。)

## 夷隅小学校PTA役員選考内規

夷隅小学校PTA役員を選考を円滑に行うために、役員を選考に関しては、この内規の定めるところによる。

〈役員等〉

第1条 この内規において役員とは、小学校PTA会則（以下「会則」という）第6条に定める父母役員のことをいう。

〈学年別選考順序〉

第2条 役員選考方法は、学年別順序制として、その順序は下表のように定める。

※一部役員については、事実上任期を2年とする。ただし、特別の事情のあると認める場合は、この限りではない。

※会長、副会長、書記のいずれかに選ばれ、任期を満了したものは、その後、会長、副会長、書記のいずれも務めないものとする。

※役員がやむを得ない事情で欠員になった場合は、後補充はせず、役員間で役職を調整し対応するものとする。

〈役員候補者の選考方法〉

第3条 役員候補者の選出方法は、評議員が中心となり、会員の協力を得て、各学年独自の方法で選出する。

〈役員承認方法〉

第4条 会長、副会長、監事は、選考委員（学年評議員）が推薦し、総会の信任によって選出され、書記と会計は総会の承認によって会長が委嘱する。

学年 役職	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
会 長					○ →	
副 会 長				○ →	○ ↗	
副 会 長			○ →			
書 記		○ →	○ ↗			
会 計			○ →			
監 事						○ →
監 事	○ →					

# P T A地区評議員選出方法

夷隅小学校P T A

- 千町・国吉・中川地区からそれぞれ3名ずつ選出する。
- ・各地区を家庭数に考慮しながら3つに分ける。
  - ・小地区ごとに地区連絡係を1名選出する。
  - ・3つに分けた中から、地区連絡係1名を地区評議員として選出する。

※地区評議員は、本部役員や学年評議員と兼ねることはできない。

※地区連絡係は、本部役員や学年評議員と兼ねることができる。

## 【千町地区】

地区名	松丸・松丸住宅	能実・萩原	須賀谷・小又井・神置・小高
地区連絡係			
地区評議員			

## 【国吉地区】

地区名	荇谷	国府台・細尾	万木・今関・島・楽町	弥正	深谷
地区連絡係					
地区評議員					

※令和7年度から万木・今関・島・楽町で地区連絡係1名に変更

## 【中川地区】

地区名	大野上・大野下	行川・札森・柿和田・正立寺・増田	引田・作田・八乙女
地区連絡係			
地区評議員			

※令和6年度から大野上・大野下で地区連絡係1名に変更

令和7年度から引田・作田・八乙女で地区連絡係1名に変更

令和8年度から行川・札森・柿和田・正立寺・増田で地区連絡係1名に変更